

□作業所通所助成

	・給付対象者(手帳要件)	・所得制限	・給付額	その他
庄原市	作業所通所者(手帳なしも含む)	無し	公共交通機関:半額 自家用車等:1km当り10円(往復)	
三次市	作業所通所者(手帳なしも含む)	無し	公共交通機関:1/4(実費の半額を助成) (JR等割引のない方は半額助成) 自家用車等:(片道)1km当り20円(1日600円を限度) ※週5日を限度	
安芸高田市	作業所通所者(手帳なしも含む)	本人非課税	公共交通機関:実費(1日280円限度)(割引後の実費対象) 自家用車等 (往復)5km未満 45円 5~10km 90円 10~15km 135円 15~20km 180円 20~25km 225円 25~30km 270円 30km以上 280円	
府中市	作業所通所者(手帳なしも含む) ※月に5日以上の通所者に限る	無し	公共交通機関:半額 自家用車等:国家公務員通勤手当を基準とした額の半額 (片道2km未満の者を除く) ※1日:135円を上限	
神石高原町	作業所通所者(手帳なしも含む)	無し	日額 (片道)1km未満 45円 1~2km 90円 2~5km 136円 5~10km 186円 10~15km 295円 15~20km 404円 20km以上 513円 ※月上限:10,000円	
福山市	作業所通所者(手帳なしも含む) ※月に5日以上の通所者に限る	無し	公共交通機関:半額 自家用車等:国家公務員通勤手当を基準とした額の半額 (片道2km未満の者を除く) ※1日:135円を上限	
竹原市	通所助成は行っていない。			
広島市	作業所通所者(手帳なしも含む)	前年の収入から前年助成額を引いた金額が27万円以下	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費(月額)	

H26年度 通所助成金交付人数 70名 (内、精神障害者手帳所持者:26名 手帳無し:1名)